

～ 国際研修 ～

第 14 回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）

国際協力部教官
渡 部 吉 俊

第 1 はじめに

国際協力部では、公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院との共催により、2013年11月4日から同月14日までの間、第14回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）を実施したので、その概要を報告する。

第 2 日本セッションについて

日韓パートナーシップ共同研究は、登記、戸籍、供託、民事執行等の民事行政・司法行政分野の比較研究を目的として、1999年から行われているものであり、日本側研究員が韓国を訪問して調査・研究を行うことを中心とする韓国セッションと、韓国側研究員が日本を訪問して調査・研究を行うことを中心とする日本セッションにより構成されている。今回は、本誌第57号92ページ以下で報告した第14回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）に続くものとして、当該韓国セッションと同様の研究員（日本側5名、韓国側5名）らが参加して行われたものであり、その概要は以下のとおりである。

第 3 共同研究の概要

1 講義

(1) 「日本における民事執行制度の概要について」

最高裁判所事務総局民事局の佐々木由紀子参事官から、日本の民事執行制度の概要、民事執行事件の現況、近年の法改正等について講義がなされた。

(2) 「震災復興における不動産登記事務」

法務省民事局民事第二課の江口幹太補佐官から、2011年の東日本大震災発生時における法務省・法務局での対応や、不動産登記制度における震災復興に向けた取組（登記相談の実施、土地境界の復元作業等）について講義がなされた。

2 見学

(1) 最高裁判所

大法廷首席書記官表敬の後、大法廷、小法廷及び図書館を見学し、質疑応答を行った。

(2) 東京法務局

法務局長表敬の後、不動産登記、商業・法人登記及び供託の各部門から事務概況の説明を受け、その後、庁舎内を見学しながら質疑応答を行った。

(3) 東京地方裁判所民事執行センター

民事執行センターの業務概要について説明を受けた後、庁舎内を見学しながら、実際の業務処理について各係から業務説明を受けた。

3 実務研究及び総合発表

(1) 日本セッションにおける実務研究は、韓国側研究員が、自ら設定した研究課題に関して日本の制度との比較研究をすることを目的として行われる。進め方としては、まず事前準備として、日本セッションの開始前に、韓国側研究員が日本側への質問を含む実務研究課題レポートを作成し、それに対して日本側研究員が回答を作成し、あらかじめ韓国側に送付しておく。これらの事前準備を基に、日本セッションにおいて、日本側・韓国側研究員全員による協議及びパートナー同士の個別協議等を行いながら、各自の研究課題に関するレポートを仕上げていくというものである。

(2) 今回の実務研究課題の概要は、次のとおりである。①及び②は不動産登記、③は商業・法人登記、④は供託、⑤は民事執行に関するものである。

①「建物合併登記と合体登記」

韓国では、2個以上の独立の建物を物理的に1個の建物にする場合に、所有権や担保権等の権利関係を含め、実体を登記上簡便に反映させる手続が法律上設けられていないのに対し、日本では1993年法改正により「合体登記」の手続として整備されているため、その意義や実務的取扱いについて研究したものである。

②「建物の登記能力に関する考察」

立体駐車場や太陽光発電設備など様々な建築物について、登記能力の有無（不動産と認定して登記をすることができるかどうか）を登記官としてどのように判断すべきかという観点から、登記要件の一つとして日本の通達で用いられている「外気分断性」の意義など、日本の実務的取扱いとの比較により研究したものである。

③「株式会社の経営権争いに起因する登記申請と登記官の措置」

会社内部の経営権争いに起因して、会社役員解任の登記申請等が行われたような場合に、登記官の形式的審査権（申請人から提出された登記申請書等の範囲内で審査を行うこと）や不正登記の防止等の観点からどのように取り扱うべきかについて、日本の実務を参考にしつつ研究を行ったものである。

④「韓国の執行供託実務に関連したいくつかの問題点の考察」

日本には、滞納処分による差押えと強制執行による差押えが競合する場合の両手続の調整に関する規定が1979年の法改正により設けられているが、韓国にはそのような特別規定が存在しないため、供託実務の観点から、日本法の取扱いについて研究したものである。

⑤「不動産執行手続における日韓両国の制度的違いに関する考察」

民事執行の円滑化等の観点から、近年日本で行われてきた民事執行法の改正（保全処分の要件緩和、競売物件に対する内覧制度の創設等）や民法改正（短期貸借借制度に代わる建物明渡猶予制度の創設等）について、それらの改正目的や実施状況等を研究したものである。

第4 終わりに

今回の日本セッションは、先に行われた韓国セッションにおいて既に友好を深め合った研究員たちが再会して行われたものであるため、実務研究等の実施についてもよりスムーズに行うことができ、また研究内容についても、双方の制度的な相違に係る理解を前提とした上で、更に細部的な運用面の違いにわたってまで議論が行われるなど、大変充実した研究が行われていた。韓国セッションの時以上に、日本側・韓国側の各研究員の熱意が伝わってくる10日間の共同研究であったように思う。今回の共同研究に御協力いただいた日韓両国の関係者に深く感謝申し上げたい。

第14回日韓パートナーシップ共同研究員名簿

		氏名	所属	性別
韓国側研究員	1	イ ワンヨン 李王鏞	ソウル中央地方法院 登記局不動産登記調査課 登記事務官	男
	2	ソ チュンモ 徐忠模	仁川地方法院 事務局民事單獨課 法院主事	男
	3	キム スンミョン 金承明	大田地方法院 泰安登記所 法院事務官	男
	4	ユン ジョンウォン 尹晶園	光州地方法院 順天支院求禮登記所 法院事務官	女
	5	イ ムニャン 李文郷	ソウル東部地方法院 事務局民事課 法院主事補	女
日本側研究員	1	たなか ひろゆき 田中 裕幸	横浜地方法務局 不動産登記部門 登記官	男
	2	ささき みつはる 佐々木 光晴	さいたま地方法務局 所沢支局 登記官	男
	3	いしはら まゆり 石原 万有里	千葉地方法務局 法人登記部門 登記官	女
	4	ばば だいき 馬場 大輝	法務省 民事局総務課 法規第三係長	男
	5	たかはし じゅんこ 高橋 淳子	東京地方裁判所 民事第21部 裁判所書記官	女

韓国公務員教育院

教授

權光周(クオン グァンジュ)

法院主事

趙慶昇(チョ ギョンスン)

法務総合研究所国際協力部

教官

渡部 吉俊

主任国際協力専門官 千同 舞

国際協力専門官 山口 晋平

第14回日韓パートナーシップ共同研究(日本セッション) 日程表

月 日	曜	9:30		14:00		備考
		12:30		17:00		
11 / 4	月			オリエンテーション	実務研究(1) 日本側研究員のみを対象とした実務研究(日本側回答の内容検討)	
11 / 5	火	実務研究(2) 日本側研究員のみを対象とした実務研究(日本側回答の内容検討)				
11 / 6	水	見学(10:00~11:30) 最高裁判所		12:00~13:45 法務総合研究所主催 意見交換会	記念撮影 見学(15:00~17:00) 東京法務局	
11 / 7	木	実務研究(3) 日本側研究員からの回答		実務研究(4) 韓国側研究員からの追加質問		
11 / 8	金	実務研究(5) 研究員全員による検討	13:20~ 13:40 表敬 (民事局長)	講義(1) 「日本における民事執行制度の概要について」 最高裁判所事務総局民事局 佐々木由紀子参事官		
11 / 9	土					
11 / 10	日					
11 / 11	月	見学(10:00~11:30) 東京地方裁判所民事執行センター	講義(2) 「震災復興における不動産登記事務」 民事局民事第二課 江口幹太補佐官			
11 / 12	火	総合発表準備		総合発表(14:00~17:00) 韓国側研究員による発表	閉講式	
11 / 13	水	国際協力部教官と韓国側研究員との意見交換		資料整理・帰国準備		
11 / 14	木					